

## 司法院釈字第 503 号（2000 年 4 月 20 日）\*

### 争 点

納税者は、営利の証明を発行しない場合、その一つの行為が作為義務と作為義務に同時に違反するとの理由として、併せてそれぞれ罰することは、憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものであるか。

（納稅義務人在不依法發給營利證明，以該單一行爲同時違反作爲義務與不作爲義務爲理由，一併分別予以處罰，是否違反憲法保障人民權利之意旨？）

### キーワード

納税者(納稅人)、作為義務、不作為義務、両罰(兩罰)、営利事業法(營利事業法)

**解釈文：**納税義務者は、作為義務に違反し行為罰を処される者には、その作為義務に違反する行為があった場合に処罰を受けるべきであり、これに対して脱税のために脱税罰に処せられるには、処罰するための脱税の事実に関する法定要件を充たした場合、初めて行われることができる。この両者には、処罰の目的と処罰の要件が相違にあるとは言えども、ただそ

の行為が行為罰及び脱税罰の要件を同時に充たした場合、処罰の性質と種類の相違により、異なる処罰の方法または手段を取る必要を有し、行政目的の達成のためには必要な者を除いて、これを重複に処罰してはならないことは、現代の民主的法治国家の基本的原則である。したがって、作為義務に違反する行為が、同時に脱税行為の一部または脱税行為の方法を充た

---

\*翻訳者：李仁森

し、処罰の原因が同じ類型の者であつた場合、その何れかの行為を重罰すれば、行政目的の達成のために足る場合、他の行為を併せて罰してはならないことは、初めて憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものである。本院の356号解釈には、これを補充すべきである。

**解釈理由書：**事件の当事者が、確定の終局裁判が適用した本院の解釈に疑義が発生し補充の解釈を申請した結果、正当な理由があると審査されたものは、受理されるべきである。本件申請者は、営業税に関わる事件の当事者である。当の事件が行政法院の確定の終局裁判には、本院の解釈356号の解釈が引用され、裁判の根拠となつたが、ただ当該解釈は、納稅義務者が作為義務の違反のために処せられる行為罰と脱税のために処せられる脱税罰に対し、併せて各行為を罰するか、または一つの行為だけを処断するかについて、明示されていない。そのために、その補充解釈の申請には、正当な理由を有すると、予めここで述べ

ておく。

租税の義務に違反する行為には、複数の処罰規定にかかる時には、それらの行為に対し併せてそれぞれ罰することができるかについて、その行為の様態、処罰の種類、及び処罰の目的の相違に伴い、異なることになる。実質上複数の行為が異なる法律の条文に違反する場合、処罰の結果が同一でない者には、それらの各行為を併せてそれぞれ罰することができるのは、言うまでもないことである。ただ、納稅義務者の租税上の義務に違反する同一の行為であつて、これと共に行為罰及び脱税罰の要件を同時に充たした者には、例として営利的事業は、法律の規定により取引の相手に取引の証明の発行が義務付けられたが、これを発行せずに、売り上げの申告が少なくなったり、漏れたりした場合、納稅者の作為義務の違反ために処せられる行為罰と脱税のために処せられる脱税罰について言えば、その処罰の目的と処罰の要件には相違を有すると言えども、前者の場合は、作為義務の違反を有

する者には処罰が処せられるべきであり、後者の場合は、処罰の法定要件を充たす脱税の事実を有してから初めてこれに当るものである。この両者は、処罰の性質と種類に相違があり、例として一方は罰金または没収であるが、他方は営業停止処分であるなどの場合、行政目的を達せするよう、異なる手段を取りこれをそれぞれ併せて処罰しなければならないことに必要で欠けない場合を除き、これを重複に処罰してはならないことは、現代の民主的法治国家の基本的原則である。

作為義務に違反する行為が、同時に脱税行為の一部または脱税行為の方法を充たし、処罰の原因が同じ類型の者であった場合、その何れかの行為を重罰すれば、行政目的の達成のために足る場合、その他の行為を併せて罰してはならないことは、初めて憲法の保障する人民の権利の趣旨に合うものである。本院の 356 号解釈は、営業者が作為義務の違反にかける制裁は、性質上が行為ばつであると

したが、これが脱税でかけられた脱税罰とは異なることであり、ただこれが両者の性質について区別した者にすぎないのであり、営業者が作為行為のためにかけられる行為罰と脱税のためにかけられる脱税罰の両者にともに併せて処罰しなければならないものではない。具体的な事件において前記趣旨の解釈がなおも適用されるべきである。本院の前記解釈は、これを補充すべきである。

本解釈は、曾華松大法官による補充意見書がある。